WORK LIFE BALANCE

人吉地域のみんなで

効率的に働いてしっかり休める職場作りに取り組みましょう!!

厚生労働省では、平成25年度･26年度に引き続き人吉市と連携を図りながら、「平成27年度地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業」を行います。
人吉市内の小・中学校が学校休業日となる10月９日(金)の「おくんち祭」に合わせて、年次有給休暇を活用して家族と触れ合う時間を作っていただくなど、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図る環境づくりを支援します。

今年の休暇取得の奨励日(重点実施日)は ▶ 10月9日(金)のおくんち祭の日

過去２か年度、10月９日の「おくんち祭」当日を重点実施日と位置付け、人吉地域でのリーフレットやポスターの配布、県下全域でのラジオ番組の生放送等を通じて、休暇取得促進に向けた働きかけを実施しました。

昨年度は５割の事業場で休暇取得促進の取組が行われました！

重点実施日(10月９日)における、年次有給休暇取得促進の取組状況
[事業場向けアンケート結果]

【図表１】10/９の休暇取得促進の取組について

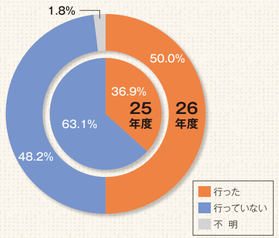

【図表２】具体的な取組内容(複数回答)

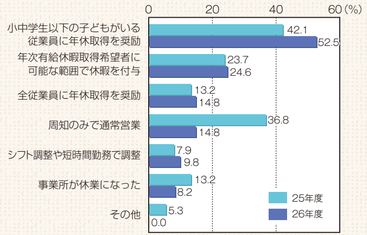

(平成26年度事業アンケート結果より)

- ５割の事業場が「おくんち祭」(10/９)当日に何らかの休暇取得促進の取組を実施しています。
- 最も多かった取組は、「小中学生以下の子どもがいる従業員に年次有給休暇取得を奨励」(52.5%)で前年度比10.4ポイント増加。また、「周知のみで通常営業」という回答が同22.0ポイント減少するなど事業場内での理解が進み、その取組内容にも改善傾向がみられています。

WORK LIFE BALANCE

前年度に比べて休暇取得者の割合が増えています!!

重点実施日(10月９日)における年次有給休暇の取得状況
[従業員等向けアンケート]

【図表３】重点実施日(10月９日)の年次有給休暇の取得状況

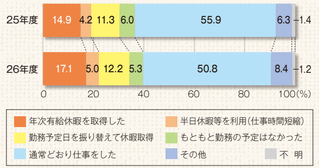

【図表４】休暇等を取得した従業員等の10月９日の過ごし方
(複数回答)

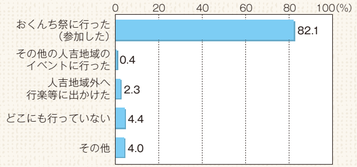

(平成26年度事業アンケート結果より)

- おくんち祭当日に年次有給休暇を取得した保護者は17.1%で前年度比2.2ポイント増加しています。
- 半日休暇の取得や振り替え休日の取得など、何らかの形で休暇取得した従業員等も増加。事業場内での理解が進んだことなどもあって、「通常どおり仕事をした」と回答した従業員等は前年度比5.1ポイント減少しています。

★企業の取組事例

人吉地域でも、年次有給休暇の取得促進やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、以下のような取り組みをしている事業場があります。

メモリアル休暇制度の導入のほか労使による話し合いを毎月実施(建設業)

- 年次有給休暇の取得促進等を図るため、結婚記念日や子どもの誕生日などに休暇を取得できるメモリアル休暇制度を導入しています。
- 時間外勤務や休暇取得の状況等について、労使間での話し合いを毎月実施するなどして、職場環境の改善を図っています。

おくんち祭当日に工場を一斉休業(製造業)

- 人吉市内の小・中学校が学校休業日となるおくんち祭当日(10/９)を平成25年より工場の一斉休業日としています。
- 同社の従業員の約９割は女性ですが、本人やその家族の事情等による突発的な休暇の発生も想定した操業体制を敷くなど、従業員の実情に配慮した勤務環境の整備を通じて、年休取得を推進しています。

勤続年数に応じた「ゆとり休暇制度」の導入(医療保健業)

- 年次有給休暇の取得促進のため、シフト制で勤務する職員が気兼ねなく年休を取得できるように、勤務年数に応じて○日は必ず年休を取得してもらうという「ゆとり休暇制度」を導入しています。

年次有給休暇取得状況の見える化(建設業)

- 休暇届に年次有給休暇取得日数、繰越日数、残日数を記録する欄を設けており、申請するたびに本人が記入し、年休の消化状況を把握できるようにしています。

働き方・休み方改善ポータルサイト

厚生労働省では、企業の皆さまが社員の働き方・休み方の改善に向けた検討を行う際に活用できる「働き方・休み方改善ポータルサイト」を開設しています。サイトでは、専用指標によって企業診断ができる「働き方・休み方改善指標」や、「企業における取組事例」などを掲載しているほか、社員の皆さまが自らの働き方・休み方を振り返るための診断なども行えます。

働き方・休み方改善ポータルサイト　検索

http://work-holiday.mhlw.go.jp

人吉地域の事業者の皆さまへ

イキイキ働いて休める地域を目指して！

年次有給休暇活用のススメ

平成27年度版

WORK LIFE BALANCE

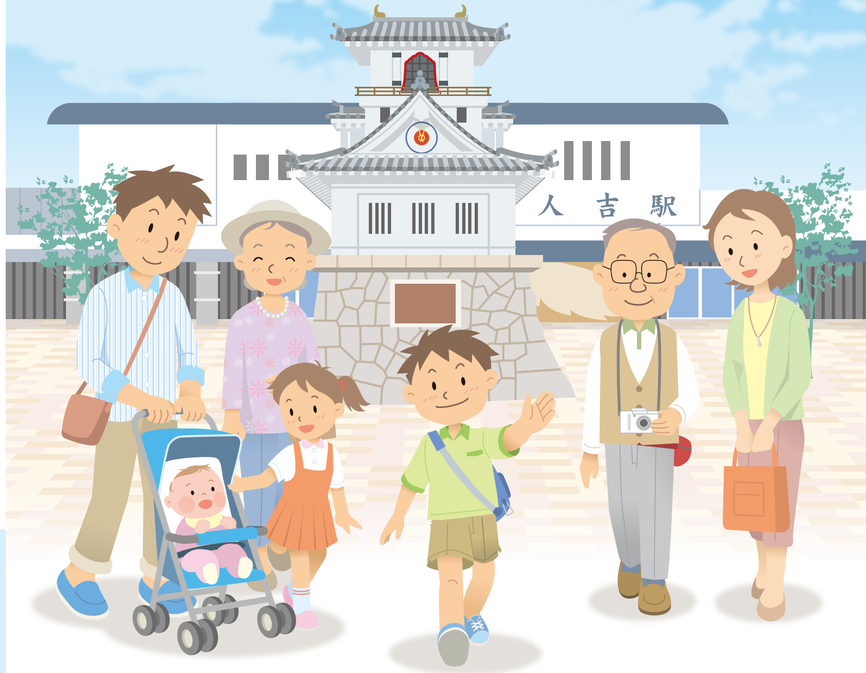

厚生労働省　熊本労働局　人吉労働基準監督署／熊本県／人吉市

休暇取得に向けた環境づくりに取り組みましょう

休暇の取得促進に向けて、労使が協力して取り組むことが必要です。
具体的には、

1. 経営トップによる社内への休暇取得推進の呼びかけ
2. 管理者が率先して休暇を取得
3. 労働組合等による企業・労働者への働きかけ
4. バースデー休暇や半日休暇など多様な休み方の検討

などが考えられます。

休暇の計画的な取得のために、事業場全体の年間計画に、年次有給休暇を組み込みましょう！

Step1 労働時間等見直しガイドライン

仕事の仕方を見直して、労働時間を短縮しましょう
従業員が健康で充実した生活を送れるよう、労働時間を短縮し、生活時間を十分確保できるようにしましょう。

従業員一人ひとりのさまざまな事情に対応して働く意欲を高めましょう
- 労働時間等の設定の改善にあたって、労使による話し合いの体制を整備しましょう。
- 従業員一人ひとりのさまざまな事情を踏まえ個々に対応しましょう。

経営者が率先して取り組みましょう
経営者は労働時間等について積極的に理解を深め、自ら率先し職場の環境を変えるための意識改革や柔軟な働き方の実現に取り組みましょう。

Step2 事業場での具体的な取組

労使間の話し合いの機会をつくる
従業員の労働時間や心身の健康状態、年次有給休暇の取得状況などを労使で共有しましょう。

【参考】年次有給休暇の計画的取得状況（労使間での話し合いの機会の有無別）

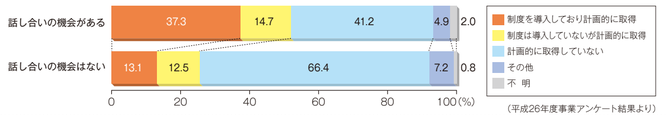

（平成26年度事業アンケート結果より）

年次有給休暇を取得しやすい環境整備
年次有給休暇を取得しやすい雰囲気づくりを進め、取得状況をこまめに確認するなどしましょう。

所定外労働を削減する
ノー残業デーを導入したり、長時間労働が続いている場合はその原因を検討し、業務内容を見直しましょう。

Step3 年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう！

年次有給休暇の計画的付与制度とは
年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入することによって、休暇取得の確実性が高まり、予定した活動を行いやすくなります。

今年のおくんち祭の日に休暇を設定すれば4連休が実現します。

こんな活用があります！

休日が飛び石になっている場合、橋渡しとしての休日を設定し、連休にしましょう。

《 企業や事業場の実態に応じた方法を活用しましょう 》

❶ 企業または事業場全体の休業による一斉付与方式
全従業員に対して同一の日に年次有給休暇を付与する方法。製造業など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用されています。

❷ 班・グループ別の交替制付与方式
班・グループ別に交替で年次有給休暇を付与する方法。流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場で活用されています。

❸ 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式
年次有給休暇を付与する日を個人別に決める方法。夏季、年末年始、ゴールデンウィークのほか、誕生日や結婚記念日など従業員の個人的な記念日を優先的に充てるケースがあります。

なぜ休暇の取得が必要なの？

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のためには、労働時間や休日数、年次有給休暇の取得状況など、従業員の健康と生活に配慮し、多様な働き方に対応したものへ改善することが重要です。

年次有給休暇の取得促進 → 従業員にも会社にもメリット

計画的な年次有給休暇の取得により…

- ★ 仕事の生産性の向上！
- ★ 企業イメージの向上！
- ★ 優秀な人材の確保！

【参考】年次有給休暇を従業員が積極的に取得するメリット（事業場）（複数回答）

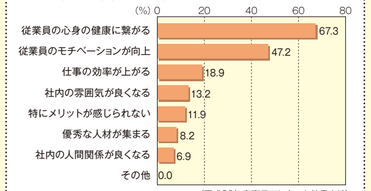

（平成26年度事業アンケート結果より）

年次有給休暇をしっかり取得できないと…

- ◆ 労働者のストレス増加
- ◆ 職場の雰囲気の悪化
- ◆ 残業などのコストの増加

「職場意識改善助成金（職場環境改善コース）」のご案内

「労働時間等の設定の改善」※により、仕事と生活の調和に取り組む中小企業事業主を支援します。

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

★飲食店での食器洗い乾燥機の導入など労働能率を向上させる設備・機器を導入・更新したい
★労働時間管理の適正化を図りたい
★労働時間管理について専門家に相談したい
★年次有給休暇の取得を促進して従業員のやる気をアップさせたい

★上限金額を100万円に引き上げました！
助成対象費用の最大3/4～最小1/2が助成額となります。

詳しくは、右記までお問い合わせください。

熊本労働局労働基準部監督課
〒860-8514 熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎９階 TEL.096-355-3181

※参照／厚生労働省 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html

厚生労働省委託事業 問い合わせ先［企画・製作］
公益財団法人地方経済総合研究所 〒860-0012 熊本市中央区紺屋今町9-6-8F TEL.096-326-8625 FAX.096-359-0721